

約 款

<適用範囲>

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとします。

- 2 当館が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

<宿泊契約の申込み>

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- (4) その他当館が必要と認める事項

- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し出があったものとして処理します。

<宿泊契約の成立等>

第3条 宿泊契約は、当館が前項の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に変換します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

<申込金の支払いを要しないこととする特約>

第4条 前項第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

約 款

<宿泊契約締結の拒否>

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- 2 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- 3 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは、善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 4 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 5 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 6 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 7 岩手県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき。

<宿泊客の契約解除権>

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時時を除きます。）は、別表第2に掲げるところによります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（予め到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

<当館の契約解除権>

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

約 款

<宿泊の登録>

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

<客室の使用時間>

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日除き、終日使用することができます。

<利用規則の遵守>

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

<営業時間>

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター一等でご案内致します。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間：

イ. 門 限 午後 11 時 00 分
(正面玄関を閉めさせていただきます)

ロ. フロントサービス 午前 7 時 00 分 ~ 午前 10 時 00 分

(2) 飲食等（施設）サービス時間：

イ. 朝 食 午前 8 時 00 分 ~ 午前 9 時 30 分

ロ. 夕 食 午後 5 時 30 分 ~ 午後 9 時 00 分

(3) 付帯サービス施設時間：

イ. 貸切展望露天風呂「しぶき」 午後 3 時 00 分 ~ 午後 9 時 40 分
午前 6 時 00 分 ~ 午前 9 時 00 分

ロ. 貸切展望風呂「さざなみ」 午後 3 時 00 分 ~ 午後 9 時 40 分
午前 6 時 00 分 ~ 午前 9 時 00 分

ハ. 貸切展望風呂「しおかぜ」 午後 3 時 00 分 ~ 午後 9 時 40 分
午前 6 時 00 分 ~ 午前 9 時 00 分

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

約 款

<料金の支払い>

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

<当館の責任>

第 13 条

<宿泊客の手荷物または携帯品の保管>

第 14 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了承したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

<駐車場の責任>

第 15 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

<宿泊客の責任>

第 16 条 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被った時は、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

約 款

<別表第1>

	項 目	内 訳	
宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額	宿 泊 料 金	基本宿泊料	(室料+朝・夕食料)
	追 加 料 金	追加飲料	(朝・夕食以外の飲食料 及びその他の利用料金)
	税 金	消費税	(地方消費税含む)

備考1. 基本宿泊料はフロント及び客室内に掲示(表示)する料金表によります。

<別表第2> 違 約 金 (第6条第2項関係)

契約解除の通知 を受けた日 契約申込人数	不	当	前	二	三
	泊	日	日	日	日
	100%	50%	45%	40%	30%

備考1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を收受します。